

伊勢市交通バリアフリー基本構想 【概要版】

平成 29 年●月



伊勢市

■策定の目的

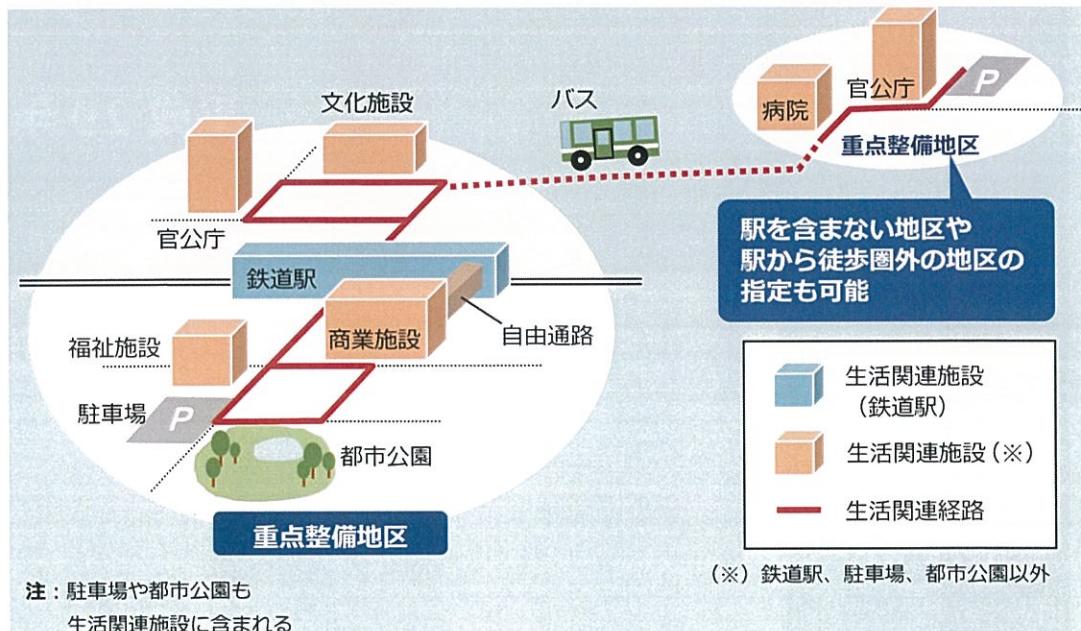
本基本構想は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）第25条に基づき、当市における効率的・効果的なバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者等の移動や施設の利用における利便性・安全性・快適性を向上させることにより、高齢者や障がい者等の社会参加や、国内外からの来訪者との交流を促進することを目的として策定します。

■基本構想とは

交通バリアフリー基本構想とは、重点整備地区として設定した地区において、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が策定するものです。

バリアフリー法では、新設施設等については移動円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みとなっています。このため、基本構想において特定事業を位置づけることにより、基準適合義務が課せられない既存の施設等についてのバリアフリー化を進めることができます。

●基本構想において定める主な事項



重点整備地区

鉄道駅の周辺地区や、高齢者・障がい者が利用する生活関連施設（駅、福祉施設、店舗など）が集まった地区など、基本構想に基づいてバリアフリー化を進めいくエリア

生活関連施設

鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設

生活関連経路

生活関連施設相互の経路（それらの間の移動は通常徒歩で行われること）

特定事業その他移動円滑化のための事業

生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するもの

2 理念と目標

■ 基本理念

市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり

■ 基本方針

重点整備地区におけるバリアフリー化の促進

当市において、市民や来訪者による利用頻度が高い施設が集積しており、バリアフリー化の必要性が高いと考えられる地区を重点整備地区として設定し、高齢者や障がい者などあらゆる人が施設の利用や地区内の移動を安全かつ円滑に行えるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。

当事者視点でのバリアフリー化の促進

バリアフリー化を実施する際には、使う人にとって本当に使いやすい施設・道路となるように、福祉団体や高齢者・障がい者団体などの協力を仰ぎつつ、当事者の視点に立った整備を促進するよう努めます。

心のバリアフリーの促進

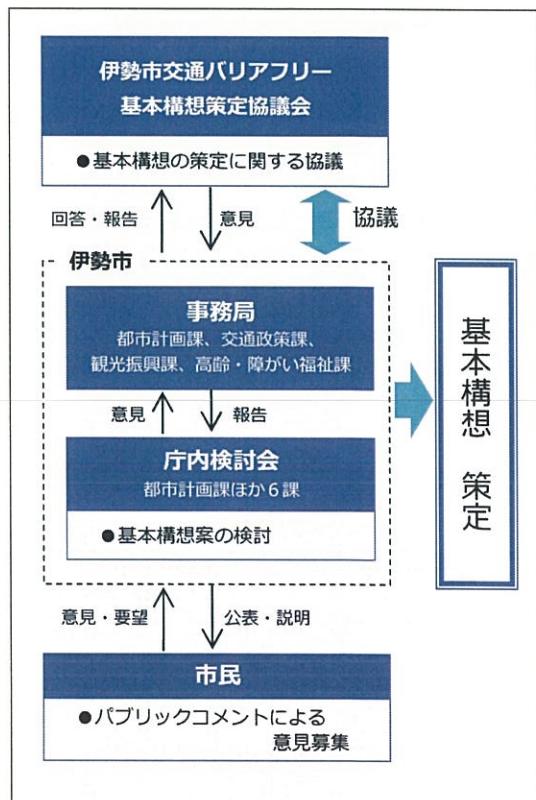
だれもが過ごしやすいまちをつくるためには、市民ひとりひとりがバリアフリー化の重要性や、高齢者や障がい者、妊産婦など、日常生活において配慮が必要な人々への理解を深め、行動につなげることが必要です。こうした「心のバリアフリー」を進めるため、バリアフリーに関する情報の発信や、市民等に対する啓発など、ソフト面での取組を進めます。

■ 目標年次：平成 32 年度

国が策定したバリアフリー法に基づく「移動円滑化の促進に関する基本方針」では、平成 32 年度を目標年次として移動円滑化実施の目標値を定めていることや、三重とこわか国体および全国障害者スポーツ大会の開催が平成 33 年に予定されていることなどから、本基本構想の目標年次を平成 32 年度とします。また、目標年次以降の事業等についても、事前に検討や調整を進める必要があるものについては、本基本構想に位置づけることとします。

■ 策定体制および策定の流れ

本基本構想の策定にあたり協議を行う場として、学識経験者、施設設置管理者、三重県公安委員会、高齢者・障がい者団体代表、商工・観光関係団体代表、地元住民代表、国土交通省、三重県、伊勢市で構成する「伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会」を設置しました。（右図参照）

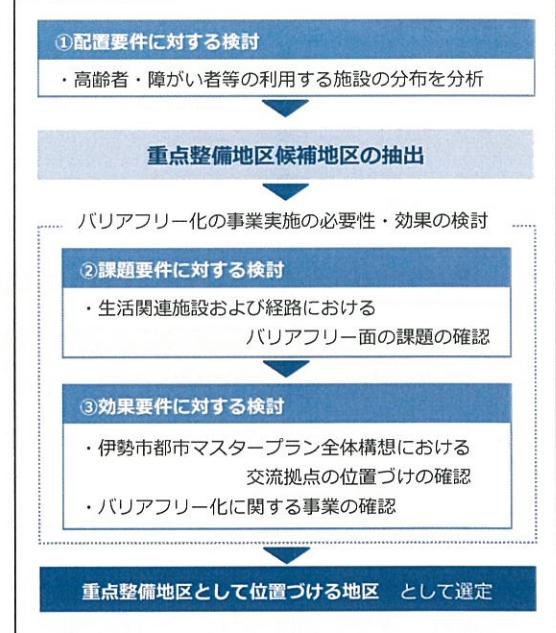


3 重点整備地区

■重点整備地区として位置づける地区の選定

重点整備地区は、法令等によって要件が定められています。この要件に基づき重点整備地区として位置づける地区を選定するに当たり、右のフローに従って、多くの高齢者・障がい者の利用が見込まれる施設の分布状況から重点整備地区候補地区を3地区（「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」「五十鈴川駅周辺地区」「二見浦駅周辺地区」）を抽出し、それぞれの候補地区について、課題要件・効果要件に対する検討を行いました。

その結果、以下の理由から「五十鈴川駅周辺地区」を重点整備地区として位置づける地区として選定しました。



■五十鈴川駅周辺地区を選定した理由

以下の点から、五十鈴川駅周辺地区はバリアフリー化の必要性・効果が高いと考えられます。

■課題要件に対する検討結果

- 一定のバリアフリー化が図られている伊勢市駅・宇治山田駅に比べ、五十鈴川駅と二見浦駅にエレベーター・多機能トイレがないなど、バリアフリー化に遅れが見られること
- 五十鈴川駅の一日当たりの乗降客数は、二見浦駅の5倍以上であること

■効果要件に対する検討結果

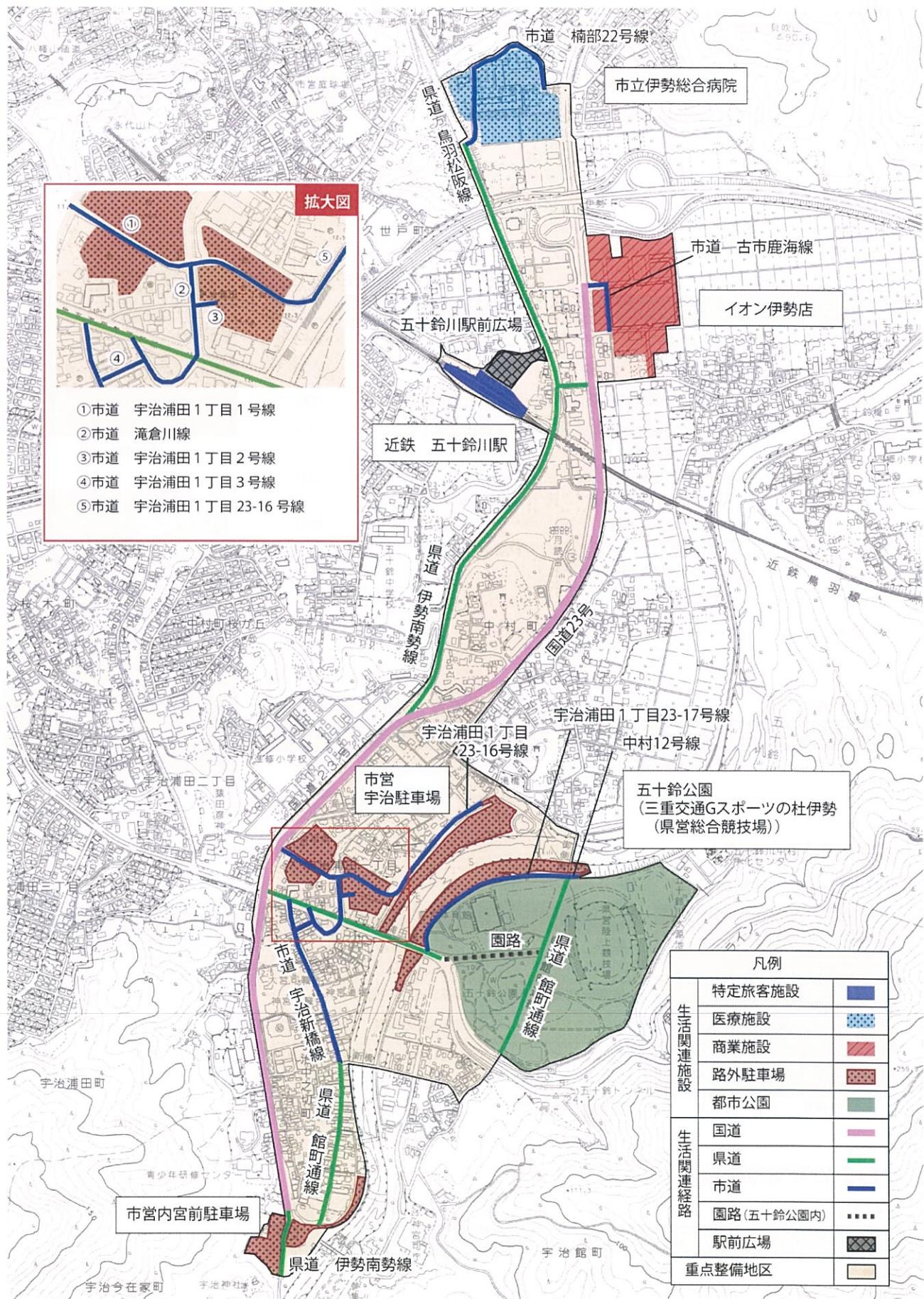
- 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区においては、市街地再開発事業が計画されているが、敷地が小さく、バリアフリー面での効果は限定的であること
- 二見浦駅周辺地区においては、実施中または実施予定のバリアフリー関係事業がないこと
- 五十鈴川駅周辺地区においては、市立伊勢総合病院の建替えや、三重とこわか国体および全国障害者スポーツ大会（平成33年度予定）の会場となる三重交通Gスポーツの杜伊勢の建替えなどの事業を実施しており、それに伴って今後周辺の道路整備などを行う計画があることから、本基本構想に位置づける事業と連携できる事業が多いこと



■現地調査

五十鈴川駅周辺地区の現状把握と課題抽出を目的として、伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員および市の担当職員による現地調査を行いました。

■重点整備地区 区域図



各事業については、各施設設置管理者と協議を行い、
内容により短期と長期の2段階で整備目標時期を定めます。

短期	平成32年度まで
長期	平成33年度以降

■特定事業

①公共施設特定事業

●近鉄 五十鈴川駅

事業者：近畿日本鉄道株式会社

項目	事業内容	時期
経路	・ホームへのエレベーターへの設置	短期
	・2段式手すりへの改善	短期
待合室	・扉の改善（段差の解消、自動で閉まるものへの改修）	短期
	・車いすが回転できる幅、車いす利用者が待機できるスペースの確保	短期
トイレ	・多機能トイレの整備 (入口付近での音声や点字などによる案内の設置を含む)	短期
視覚障がい者 誘導用ブロック	・ホームにおける警告・誘導ブロック（内方線）の整備	短期
	・改札口からトイレへの経路への敷設	長期
券売機	・蹴込みの整備、高さの改善	短期
案内板	・触知案内図の設置	短期
非常用押しボタン	・ホームにおける非常用押しボタンの設置	長期



内方線（例）

●バス車両

事業者：三重交通株式会社

項目	事業内容	時期
車両	バリアフリー対応バスの導入	短期
		長期



券売機（現状）

②建築物特定事業

●五十鈴公園（県営体育館）

事業者：三重県



多機能トイレ（現状）

項目	事業内容	時期
経路	・スポーツジム入口および内部（玄関）の段差解消および自動開閉式ドアへの改修	長期
体育館内階段	・スロープの設置	長期
	・踏み面の改善、2段式手すりの設置	長期
多機能トイレ	・オストメイト用設備、多目的シートの設置	長期
	・障がい者用駐車スペースから多機能トイレ・裏口	長期
視覚障がい者 誘導用ブロック	・スポーツジムまでの経路への敷設	長期
	・スロープの設置	長期

③都市公園特定事業

●五十鈴公園

事業者：三重県

項目	事業内容	時期
経路	園路における歩道の整備	長期

④路外駐車場特定事業

●市営宇治第1駐車場

事業者：伊勢市

項目	事業内容	箇所	時期
経路	障がい者用駐車スペースから市道・滝倉川線への経路の整備		短期

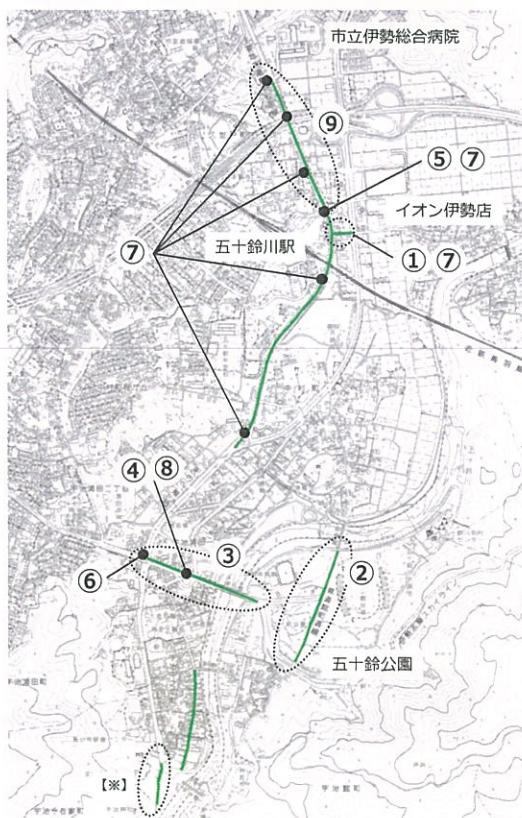
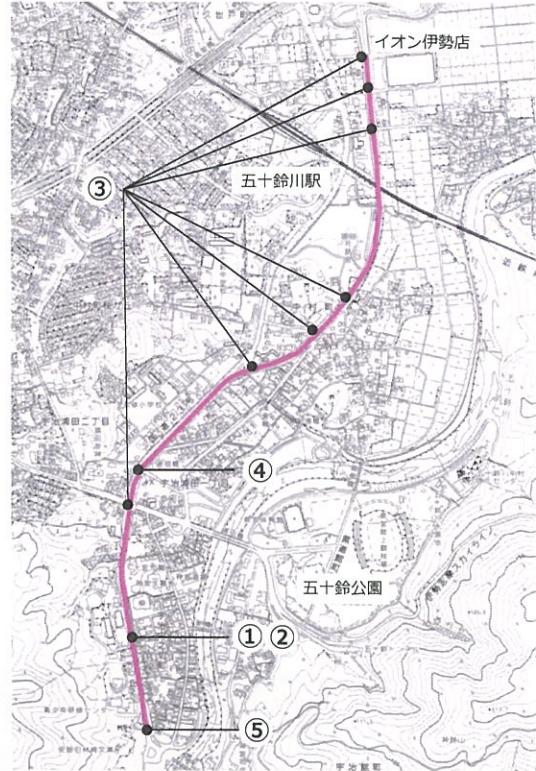
⑤道路特定事業（国道・県道）

●国道

項目	事業内容	箇所	時期
横断歩道	・段差の解消	①	長期
視覚障がい者 誘導用ブロック	・横断歩道前後への敷設	②	長期
		③	短期
	・市営駐車場出入口周辺への敷設	④	短期
	・バス乗り場周辺への敷設	⑤	長期
	・上記以外の歩道への敷設	—	長期



横断歩道（現状）（右図①②）



●県道

事業者：三重県

項目	事業内容	箇所	時期
歩道	・未整備区間への新設	①	長期
		②	短期 長期
	・幅員の拡幅	③	長期
	・歩道内の段差の解消	④	短期
	・横断歩道周辺の急勾配の解消	⑤	短期
視覚障がい者 誘導用ブロック	・交差点部・横断歩道前後の敷設	⑥	長期
		⑦	短期
	・バス乗り場周辺への敷設	⑧	短期
	・五十鈴川駅～市立伊勢総合 病院までの歩道への敷設	⑨	長期
	・上記以外の歩道への敷設（※）	—	長期

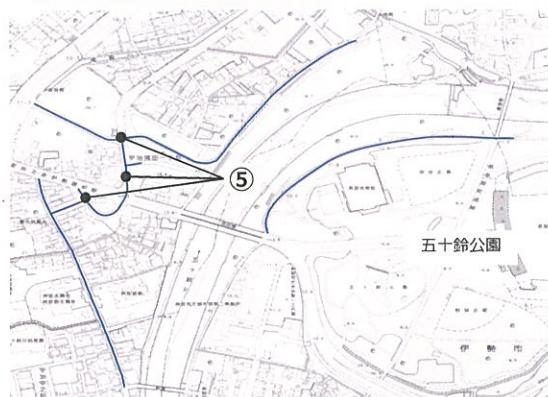
(※) ①ただし、②および【※】の区間を除く。
③の区間については、歩道を拡幅した上で敷設。

⑤道路特定事業（市道）

●市道

事業者：伊勢市

項目	事業内容	箇所	時期
歩道	・未整備区間への新設	①	短期
		②	長期
	・既設区間の拡幅	③	短期
視覚障がい者	・未整備区間への敷設	④	短期
誘導用ブロック	・横断歩道前後の敷設	⑤	短期



横断歩道（現状）（上左図④のうち最も北側の箇所）



歩道（現状）（上右図・伊勢総合病院西側）

⑥交通安全特定事業

音響式信号機の設置については、地域との協議を行いつつ、順次設置を進めます。

エスコートゾーンの設置については、横断歩道前後の道路歩道への視覚障がい者誘導用ブロックの設置の進捗状況とあわせて、順次設置を進めます。

事業者：三重県公安委員会

項目	事業内容	時期
横断歩道	・音響式信号機の設置（※1）	短期・長期
	・エスコートゾーン（※2）の設置	短期・長期

（※1）すでに設置済みの箇所（1箇所：P6 県道⑥）を除く

（※2）横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。



エスコートゾーン（例）

■ その他の事業

①施設や設備の更新、維持管理等

以下の項目は、設備更新時期に合わせた改修のほか、老朽化への対応など適切な維持管理に努めます。

●五十鈴川駅前広場・バス停

事業者：三重交通株式会社

項目	事業内容	時期
柵	・柵の幅の拡幅	短期
ベンチ	・ベンチの設置	短期



●イオン伊勢店

事業者：イオン伊勢店

項目	事業内容	時期
歩道	・路面の改善 (舗装、下水道のフタなど浮き上がりの改善)	短期
駐車場	・路面の改善 (舗装の修繕、段差の解消) ・看板の角の部分への衝撃吸収材の取り付け	長期 短期

バス乗り場の柵（現状）

●五十鈴公園（県営体育館）

事業者：三重県



スロープを妨げる駐車スペース
(現状)

項目	事業内容	時期
経路	・駐車場から入口・裏口・多機能トイレへの舗装の修繕 ・体育館西側の舗装の修繕、勾配の改善 ・屋外公衆トイレから駐車場にいたるスロープにつながる位置の駐車スペースの撤去	長期 長期 短期
多機能トイレ	・男女別表示の取りやめ	短期
駐車場	・舗装の修繕	長期
案内板	・施設案内板の改善（表示部の修繕）	短期

●道路（国道・県道・市道）

事業者：国・三重県・伊勢市

歩道の路面の修繕など、適切な維持管理に努めます。

②ソフト面での取組

■伊勢おもてなしヘルパー 神宮参拝サポート事業



伊勢市を訪れる多くの障がい者・高齢者にいつでも安心して伊勢神宮内宮を参拝していただくための事業です。将来的には市内の他地域でのサポートや新たなサービス提供を行う等、活動の拡大も視野に入れていきます。

●取組主体

伊勢おもてなしヘルパー推進会議

(伊勢市・伊勢市観光協会・伊勢商工会議所・伊勢おはらい町会議・皇學館大学
・伊勢志摩バリアフリーツアーセンター)

■障がい者サポート制度

これまで障がいについて知る機会がなく、障がいのある人と接する機会がなかった市民に、サポートの一活動を通して障がいへの理解を深めてもらうことにより、障がいのある人への支援へつなげる取組です。



●障がい者センター

様々な障がいの特性や障がいのある人が困っていること、それぞれ必要な配慮を理解し、日常生活において配慮を実践する人々のことです。研修会に参加し、市に登録すれば誰でもなることができます。

●障がい者サポート企業・団体

障がい者サポート制度の普及などに積極的に協力していただける企業や団体を、障がい者サポート企業・団体として認定します。(認定要件あり)

■子どもたちとつくる「やさしいまち伊勢市」支援事業

「やさしいまち伊勢市」の基盤を築くことを目的として、児童生徒が地域の人との交流(ふれあい)や地域探検を通して、高齢者や障がい者が住みやすいまちづくりについて考え、気づき、行動する取組への支援を、平成22年度より進めています。

●やさしいまち伊勢市発見大賞

市内の小中学生を対象に、以下の3つの部門で作品を募集します。

- ・ユニバーサルデザインの部
- ・発見・体験エピソード作文の部
- ・俳句・川柳・短歌の部

●事業推進校における取組

体験学習を通して、児童生徒が「やさしいまち伊勢市」のまちづくりについて考え、気づき、行動する取組を推進します。また幼稚園においては、地域の人とのふれあいを通した体験を行うことで、地域のよさや愛着を感じることができるような活動を推進します。

●伊勢市子ども未来会議の実施

各小中学校代表者2名が参加し、「やさしいまち伊勢市」のまちづくりや未来の伊勢市のまちづくりについて、子どもならではの視点で気づき考えたことを意見交換します。

●いのちの学習の実施

中学生が赤ちゃんとふれあったり、助産師、保健師等からいのちについての講義を聞いたりすることで、小さな子どもや家庭について知る、他者への関心を持つ、共感能力を高める機会とします。

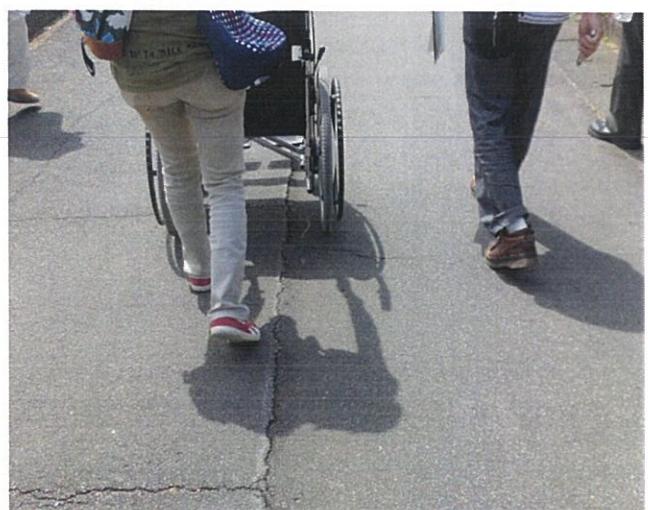
5 バリアフリー化の推進に向けて

■市民、施設設置管理者等、行政との協働による推進

バリアフリー化の実現には、市民、施設設置管理者等、国、県、市がそれぞれの役割を分担するとともに、相互に協力してバリアフリー化を図っていくことが重要です。

基本構想策定後は、各施設設置管理者および公安委員会が基本構想に即して、事業を実施するための特定事業計画またはその他事業計画を策定します。それらの事業計画の作成にあたっては、高齢者や障がい者等をはじめとする利用者の意見が計画内容に反映されるように努めます。事業の実施にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検、その後の事業への反映等の仕組みを確立することが必要です。

また、高齢者や障がい者をはじめとする配慮が必要な方々へのサポートや、配慮が必要な方々の状況や特性に対する市民ひとりひとりの理解を深め、行動へとつなげていくために、本基本構想に記載したソフト面での取組などを通じて、市民に対する啓発活動、情報発信を行っていきます。



事務局（窓口）

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市岩渕1丁目7番29号

T E L 0596-21-5591 F A X 0596-21-5585

toshikei@city.ise.mie.jp